新潟県

新潟県報

発行　新潟県

第 24 号

平成26年４月１日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則

40　新潟県水源地域の保全に関する条例施行規則（治山課）

告　　示

510　指定情報処理機関の名称の変更（市町村課）
511　指定代理納付者の指定（地域政策課）
512　指定認証機関の名称の変更（情報政策課）
513　県税の収納事務の委託（税務課）
514　救急病院等の指定（医務薬事課）
515　介護保険法による指定研修実施機関の指定（高齢福祉保健課）
516　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による指定病院の指定（障害福祉課）
517　遊漁規則の変更認可（水産課）
518　土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
519　土地改良事業の工事完了（農地整備課）
520　公共測量の終了通知（監理課）
521　通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路（道路管理課）
522　高さ４．１メートルの車両の通行を認める道路の指定及び高さが３．８メートルを超え４．１メートル以下の車両の通行方法（道路管理課）
523　道路の区域変更（道路管理課）
524　道路の供用開始（道路管理課）
525　道路の区域変更（道路管理課）
526　道路の供用開始（道路管理課）
527　道路の区域変更（道路管理課）
528　道路の供用開始（道路管理課）
529　道路の区域変更（道路管理課）
530　道路の供用開始（道路管理課）
531　道路の区域変更（道路管理課）
532　道路の供用開始（道路管理課）
533　道路の区域変更（道路管理課）
534　道路の供用開始（道路管理課）
535　道路の区域変更（道路管理課）
536　道路の供用開始（道路管理課）
537　道路の区域変更（道路管理課）
538　道路の区域変更（道路管理課）
539　道路の供用開始（道路管理課）
540　道路の区域変更（道路管理課）
541　道路の供用開始（道路管理課）
542　道路の区域変更（道路管理課）
543　道路の供用開始（道路管理課）
544　道路の区域変更（道路管理課）
545　道路の供用開始（道路管理課）

546　道路の区域変更（道路管理課）
547　道路の供用開始（道路管理課）
548　道路の区域変更（道路管理課）
549　道路の供用開始（道路管理課）
550　道路の区域変更（道路管理課）
551　道路の供用開始（道路管理課）
552　道路の区域変更（道路管理課）
553　道路の供用開始（道路管理課）
554　道路の区域変更（道路管理課）
555　道路の供用開始（道路管理課）
556　道路の区域変更（道路管理課）
557　道路の供用開始（道路管理課）
558　道路の区域変更（道路管理課）
559　道路の供用開始（道路管理課）
560　道路の区域変更（道路管理課）
561　道路の供用開始（道路管理課）
562　道路の区域変更（道路管理課）
563　道路の供用開始（道路管理課）
564　道路の区域変更（道路管理課）
565　道路の供用開始（道路管理課）
566　廃川敷地等の発生（河川管理課）
567　都市計画の変更（下水道課）
568　都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
569　都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）
570　港湾管理者以外の者の料金設定（港湾整備課）
571　新潟県収入証紙の売りさばき人の指定（出納局管理課）
572　新潟県収入証紙の売りさばき人の指定（出納局管理課）

公　　告

調理師試験の実施（健康対策課）
平成26年度前期技能検定の実施（職業能力開発課）
平成26年度技能検定（随時３級、基礎１級及び基礎２級）の実施（職業能力開発課）
特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格（出納局会計検査課）
特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格（出納局会計検査課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）
一般競争入札の実施（病院局総務課）
特定調達契約の落札者等について（病院局業務課）

教育委員会告示

7　博物館の変更登録（文化行政課）

内水面漁場管理委員会指示

1　コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限（内水面漁場管理委員会）

内水面漁場管理委員会公告

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限による持出禁止水域の指定（内水面漁場管理委員会）

規　　則

新潟県水源地域の保全に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

新潟県規則第40号

新潟県水源地域の保全に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、新潟県水源地域の保全に関する条例（平成25年新潟県条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（水源地域の指定の案の公告）

第２条　条例第９条第４項（同条第９項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、新潟県報に登載して行うものとする。

(1) 水源地域（水源地域の指定の解除又はその区域の変更の場合にあっては、当該解除又は変更に係る部分）に含まれる土地の区域

(2) 水源地域の指定の案の縦覧の場所及び期間

(3) 条例第９条第５項（同条第９項において準用する場合を含む。次条及び第４条第１項において同じ。）の規定による意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（水源地域の指定の案についての意見書の提出）

第３条　条例第９条第５項の規定による意見書の提出は、次に掲げる事項を記載した書面に、土地所有権等を有する土地又は利害関係を有する土地の位置を示す図面、その他知事が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(1) 提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 水源地域の指定の案についての意見

(3) 土地所有者等にあっては、土地所有権等を有する土地の所在

(4) 利害関係人にあっては、利害関係を有する土地の所在及び利害関係の内容

（水源地域の指定の案についての意見の聴取）

第４条　知事は、条例第９条第６項（同条第９項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（以下この条において「意見の聴取」という。）を行おうとするときは、当該意見の聴取の日の１週間前までに、同条第５項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書を提出した者に対し、意見の聴取の日時及び場所を書面により通知するものとする。

２　意見の聴取は、知事の指名する職員が行うものとする。

（土地所有権等の移転等の届出）

第５条　条例第10条第１項の規定による届出は、別記第１号様式による届出書を提出して行うものとする。

２　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

(2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について土地所有権等を有することを証する書面の写し

(3) 前２号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

３　条例第10条第１項第６号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土地売買等の契約の当事者の業種

(2) 土地売買等の契約に係る土地の地目

(3) 土地売買等の契約の種類

４　条例第10条第２項第３号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合

ア　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人

イ　国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人

ウ　地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

エ　分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第９条第２号に規定する森林整備法人

(2) 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第５条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供される土地について土地売買等の契約が行われる場合

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第２号に規定する電気通信設備の用に供される土地について土地売買等の契約が行われる場合

(4) 民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停に基づく場合
(5) 民事訴訟法（平成８年法律第109号）による和解である場合
(6) 預金保険法（昭和46年法律第34号）第５章、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第６章、保険業法（平成７年法律第105号）第２編第10章第２節、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成12年法律第95号）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）第２編第９章若しくは第３編第８章の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合
(7) 家事事件手続法（平成23年法律第52号）による調停に基づく場合
(8) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の２のあっせんに基づく場合又は同法50条の規定による和解である場合
(9) 農地法（昭和27年法律第229号）第３条第１項の許可を受けることを要する場合
(10) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により換価する場合
(11) 土地収用法第26条第１項（同法138条第１項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示（都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法律の規定により事業の認定の告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供される土地に関する権利について移転又は設定が行われる場合
(12) 森林法（昭和26年法律第249号）第50条第１項に規定する使用権が設定されている土地について同法第55条第１項の協議に基づきその所有権の移転が行われる場合

５　条例第10条第３項の規定による変更の届出は、別記第２号様式による届出書を提出して行うものとする。

６　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。
(1) 条例第10条第１項第２号に掲げる事項に変更が生じた場合　第２項各号に掲げる書類
(2) 第３項第２号又は条例第10条第１項第１号若しくは第３号に掲げる事項に変更が生じた場合　第２項第２号及び第３号に掲げる書類
(3) 第３項第１号若しくは第３号又は条例第10条第１項第４号若しくは第５号に掲げる事項に変更が生じた場合　第２項第３号に掲げる書類

（身分証明書）

第６条　条例第12条第３項に規定する身分を示す証明書は、別記第３号様式によるものとする。

（公表の方法）

第７条　条例第15条第１項の規定による公表は、新潟県報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第５条から第７条までの規定は、平成26年７月１日から施行する。

別記

第１号様式（第５条関係）

土地所有権等の移転等の届出書

年　　月　　日

新潟県知事　　様

届出者　住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
電話番号

土地売買等の契約を締結したいので、新潟県水源地域の保全に関する条例第10条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　契約の当事者

当　事　者	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	業　種
土地所有権等の移転又は設定をしようとする者			
土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者			

２　契約に係る土地の所在等

所　　在		地　目	面積（㎡）
土地売買等の契約の種類	土地所有権等の種別及び内容	契約の締結予定年月日	
		年　　月　　日	
土　地　の　利　用　目　的			

備考

１　「所在」欄は、契約に係る土地の所在する市町村名から記載してください。なお、契約に係る土地が数筆にわたり記載しきれない場合は､｢ほか　筆（別紙記載)｣として別紙に記載の上、添付してください。

２　「土地売買等の契約の種類」欄は、土地売買等の契約について、売買、賃貸借等の契約の種類を記載してください。

３　「土地所有権等の種別及び内容」欄は、土地売買等の契約に係る権利について、所有権若しくは地上権等の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の種別を、期限があるものは終期も併せて記載してください。

４　「土地の利用目的」欄は、土地所有権等の移転又は設定の後における土地の主な利用目的について、具体的に記載してください。

第２号様式（第５条関係）

土地所有権等の移転等の変更届出書

年　　月　　日

新潟県知事　　様

届出者　住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付けで届出を行った土地売買等の契約に係る事項に変更が生じたので、新潟県水源地域の保全に関する条例第10条第３項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更に係る事項	
変　更　前	
変　更　後	

第３号様式（第６条関係）

（表）

９センチメートル

身　分　証　明　書

第　　号

所　属

氏　名

６センチメートル

上記の者は、新潟県水源地域の保全に関する条例第12条第２項の規定による調査又は質問を行う職員であることを証明する。

年　　月　　日

新潟県知事　　印

（裏）

新潟県水源地域の保全に関する条例抜粋

（報告の徴収及び立入調査等）

第12条　（略）

２　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第10条第１項又は第３項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が森林の有する水源涵養機能の維持増進に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第14条　知事は、土地所有者等又は届出者が次の各号のいずれかに該当する場合において、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1)・(2)　（略）

(3) 第12条第２項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

告　示

◎新潟県告示第510号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第５条第３項の規定においてその届出があったものとみなして適用される住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の14第３項の規定により、指定情報処理機関から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　名称を変更する指定情報処理機関
　財団法人地方自治情報センター
２　変更後の名称
　地方公共団体情報システム機構
３　変更する年月日
　平成26年４月１日

◎新潟県告示第511号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２第６項に規定する指定代理納付者を指定した。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　指定代理納付者の住所及び名称
　東京都港区赤坂九丁目７番１号
　ヤフー株式会社
２　指定代理納付者に納付させる歳入
　インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄付金」にかかる寄付金歳入
３　指定期間
　平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

◎新潟県告示第512号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第７条第２項の規定においてその届出があったものとみなして適用される電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第38条第３項の規定により、指定認証機関から次のとおり名称等を変更する旨の届出があった。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　名称を変更する指定認証機関
　財団法人自治体衛星通信機構
２　変更後の名称
　地方公共団体情報システム機構
３　変更後の主たる事務所の所在地
　東京都千代田区一番町25番地
４　変更する年月日
　平成26年４月１日

◎新潟県告示第513号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２第６項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　指定を受けた者
　東京都港区赤坂九丁目７番１号
　ヤフー株式会社
２　指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る県税の税目

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第４条第１項第９号に規定する自動車税

３　指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る期間

平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

◎新潟県告示第514号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条に規定する救急病院である。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　名　　称　県立坂町病院

２　所 在 地　村上市下鍛冶屋589番地

３　有効期間　平成26年５月１日から
平成29年４月30日まで

◎新潟県告示第515号

介護保険法（平成９年法律第123号）第69条の33第１項の規定により、指定研修実施機関を次のとおり指定した。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　指定した者の名称及び住所
一般社団法人新潟県介護支援専門員協会
新潟市中央区上所２丁目２番２号

２　指定した研修の名称
介護支援専門員実務研修
介護支援専門員更新研修

３　指定年月日
平成26年３月12日

◎新潟県告示第516号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の８の規定により、指定病院を次のとおり指定した。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

名　称	所　在　地	指定期間
村上はまなす病院	村上市瀬波中町12－18	平成26年４月１日から 平成29年３月31日まで
黒川病院	胎内市下館字大開1522	平成26年４月１日から 平成29年３月31日まで
有田病院	新発田市金谷197	平成26年４月１日から 平成29年３月31日まで
田宮病院	長岡市深沢町2300	平成26年４月１日から 平成29年３月31日まで
三島病院	長岡市藤川1713－８	平成26年４月１日から 平成29年３月31日まで

柏崎厚生病院	柏崎市茨目字二ツ池2071－１	平成26年４月１日から 平成29年３月31日まで
五日町病院	南魚沼市五日町2375	平成26年４月１日から 平成29年３月31日まで
中条第二病院	十日町市中条己2941	平成26年４月１日から 平成29年３月31日まで
高田西城病院	上越市西城町２－８－30	平成26年４月１日から 平成29年３月31日まで
三交病院	上越市大字塩屋337－１	平成26年４月１日から 平成29年３月31日まで
真野みずほ病院	佐渡市真野73	平成26年４月１日から 平成29年３月31日まで

◎新潟県告示第517号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　漁業権者の名称及び住所

中魚沼漁業協同組合

十日町市干溝壬1508番地

２　漁業権の免許番号

内共第12号

３　変更の内容

変更後

（遊漁料の額及び納付の方法）

第７条　遊漁料の額は次のとおりとする。ただし第１号の場合において遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の２分の１に相当する額とし、次頁ただし書に指定する方法により納付するときは1,080円を加算した額とする。

魚　種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆを含む全魚種	竿　釣	１年	10,800円
		１日	2,160円
やまめ、いわな、にじます、かじか、うなぎ、うぐい、こい、ふな	竿　釣	１年	6,480円
		１日	1,080円

変更前

（遊漁料の額及び納付の方法）

第７条　遊漁料の額は次のとおりとする。ただし第１号の場合において遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の２分の１に相当する額とし、次頁ただし書に指定する方法により納付するときは1,050円を加算した額とする。

魚　種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆを含む全魚種	竿　釣	１年	10,500円
		１日	2,100円
やまめ、いわな、にじます、かじか、うなぎ、うぐい、こい、ふな	竿　釣	１年	6,300円
		１日	1,050円

	こい、ふな、うぐい	竿　釣	１日	324円	こい、ふな、うぐい	竿　釣	１日	315円
	あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、ふな、かじか、うなぎ、うぐい	投　網	１日	4,212円	あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、ふな、かじか、うなぎ、うぐい	投　網	１日	4,095円

２　　（略）
（釣堀的漁場）
第12条　　（略）
一　　（略）
二　　（略）
三　　（略）
四　　（略）
五　　（略）
六　料金　2,160円

２　　（略）
（釣堀的漁場）
第12条　　（略）
一　　（略）
二　　（略）
三　　（略）
四　　（略）
五　　（略）
六　料金　2,100円

４　変更後の遊漁規則の施行日
　平成26年４月１日

◎新潟県告示第518号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、岩船郡関川村の関川村土地改良区の定款の変更を平成26年３月19日認可した。

平成26年４月１日
新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第519号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第１項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成26年４月１日
新潟県長岡地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
長岡市 小国町土地改良区	七日町	区画整理（農業基盤整備促進）事業	平成25年11月8日

◎新潟県告示第520号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、新潟県知事（魚沼地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第３項の規定により公示する。

平成26年４月１日
新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　作業種類　公共測量（県営中山間地域総合整備事業　下倉地区　確定測量）
２　作業期間　平成25年８月１日から平成26年３月10日まで
３　作業地域　魚沼市　下倉ほか　地内

◎新潟県告示第521号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　　間
一般国道　404号	長岡市大宮町字太田241番１から長岡市西津町字前島2632番まで

２　指定する期日

平成26年４月１日

◎新潟県告示第522号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて同令第10条第１項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　指定する道路の路線名及び区間

別表のとおり

２　指定する期日

平成26年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害のないことを確認の上走行すること。

【別表】指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　　間
一般国道　404号	長岡市大宮町字太田241番１から長岡市西津町字前島2632番まで
県道　南長岡停車場線	長岡市千歳１丁目３番24から長岡市高畑676番まで

◎新潟県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　290号

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長

新発田市上中山字一里塚甲 2841 番から 同市上中山字中居乙53番１まで	新	7.0～26.6メートル	226.0メートル
	旧	6.5～7.0メートル	226.7メートル

◎新潟県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　一般国道　290号

２　供用開始の区間

新発田市上中山字一里塚甲2841番から同市上中山字中居乙53番１まで

３　供用開始の期日　平成26年４月１日

◎新潟県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　460号

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延　長
阿賀野市南沖山字川下 133 番１から 同市本明字前田365番１まで	新	7.8～24.8メートル	1,043.9メートル
	旧	7.8～24.8メートル	1,043.7メートル

◎新潟県告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　一般国道　460号

２　供用開始の区間

阿賀野市南沖山字川下133番１から同市本明字前田365番１まで

３　供用開始の期日　平成26年４月１日

◎新潟県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　新潟安田線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
阿賀野市曽郷字柳林 142 番１から 同市姥ヶ橋字宮郷288番１まで	新	9.4～32.4メートル	597.3メートル
	旧	5.8～15.2メートル	593.6メートル

備考　路線の重用

一部区間一般国道49号と重用

◎新潟県告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　新潟安田線

２　供用開始の区間

阿賀野市曽郷字柳林142番１から同市姥ヶ橋字宮郷288番１まで

３　供用開始の期日　平成26年４月１日

◎新潟県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　胎内二王子公園羽黒線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
胎内市下荒沢字胎内山 35 林班に小班から 同市下荒沢字胎内山35林班い小班まで	新	11.2～48.5メートル	1,049.9メートル
	旧	5.8～43.2メートル	1,053.8メートル

◎新潟県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　胎内二王子公園羽黒線

２　供用開始の区間

胎内市下荒沢字胎内山35林班に小班から同市下荒沢字胎内山35林班い小班まで
３　供用開始の期日　　平成26年４月１日

◎新潟県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　金塚停車場竹島線
３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
新発田市金塚 1677 番１から 同市金塚1586番１まで	新	7.2～22.4メートル	1,421.5メートル
	旧	7.9～22.4メートル	1,421.5メートル

◎新潟県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　金塚停車場竹島線
２　供用開始の区間
新発田市金塚1677番１から同市金塚1586番１まで
３　供用開始の期日　　平成26年４月１日

◎新潟県告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道
２　路　線　名　下長橋上館線
３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
新発田市下山田 1169 番１から 同市下山田1048番まで	新	5.6～11.6メートル	462.9メートル
	旧	5.0～10.0メートル	462.9メートル

◎新潟県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　下長橋上館線

２　供用開始の区間

新発田市下山田1169番１から同市下山田1048番まで

３　供用開始の期日　平成26年４月１日

◎新潟県告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　大室水原線

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
阿賀野市里字団子田 274 番１から 同市里字団子田279番１まで	新	3.5～9.4メートル	161.7メートル
	旧	3.5～4.8メートル	159.2メートル

◎新潟県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　大室水原線

２　供用開始の区間

阿賀野市里字団子田274番１から同市里字団子田279番１まで

３　供用開始の期日　平成26年４月１日

◎新潟県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　404号

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市柏町２丁目７番２から 同市新産４丁目１番２まで	新	(A)6.5～57.6メートル	8,423.7メートル
長岡市要町１丁目1116番から 同市新産４丁目１番２まで		(B)13.3～130.0メートル	4,872.9メートル
長岡市柏町２丁目７番２から 同市新産４丁目１番２まで	旧	(A)8.4～54.0メートル	6,954.4メートル
長岡市要町１丁目1116番から 同市新産４丁目１番２まで		(B)13.3～130.0メートル	4,872.9メートル
長岡市柏町２丁目７番２から 同市新産４丁目１番２まで		(C)8.6～54.0メートル	7,061.3メートル

備考１　上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

２　国土交通大臣の権限代行区間を含む区域変更

３　路線の重用

一部区間一般国道351号、一般国道352号、県道宮本大島線、県道大荒戸越路線及び県道長岡西山線と重用

◎新潟県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　遅場見附線

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
見附市庄川町字廻地平1442番１から 同市庄川町字楯ノ入1674番まで	新	11.0～44.6メートル	929.9メートル
	旧	7.2～55.8メートル	940.2メートル

◎新潟県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　遅場見附線

２　供用開始の区間

見附市庄川町字廻地平1442番１から同市庄川町字楯ノ入1674番まで

３　供用開始の期日　平成26年４月１日

◎新潟県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　大沢小国小千谷線

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市小国町小国沢字沢中 1392 番から 同市小国町小国沢字沢中1572番１まで	新	9.6～51.5メートル	515.9メートル
	旧	6.0～20.8メートル	530.8メートル

◎新潟県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　大沢小国小千谷線

２　供用開始の区間

長岡市小国町小国沢字沢中1392番から同市小国町小国沢字沢中1572番１まで

３　供用開始の期日　平成26年４月１日

◎新潟県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　柏崎小国線

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市田塚一丁目字七八ノ江855番１から	新	10.0～24.6メートル	135.0メートル

同市田塚一丁目字屋敷尻776番１まで	旧	9.1～11.3メートル	135.0メートル

◎新潟県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　柏崎小国線

２　供用開始の区間

柏崎市田塚一丁目字七八ノ江855番１から同市田塚一丁目字屋敷尻776番１まで

３　供用開始の期日　平成26年４月１日

◎新潟県告示第544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　柏崎小国線

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延　長
柏崎市大字山潤字鴨田1191番４から	新	7.6～42.5メートル	115.7メートル
同市大字山潤字鴨田1191番１まで	旧	7.6～20.8メートル	115.7メートル

◎新潟県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　柏崎小国線

２　供用開始の区間

柏崎市大字山潤字鴨田1191番４から同市大字山潤字鴨田1191番１まで

３　供用開始の期日　平成26年４月１日

◎新潟県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　柏崎小国線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
柏崎市大字山潤字藤ノ木563番１から 同市大字山潤字藤ノ木567番１まで	新	8.9～49.2メートル	43.3メートル
	旧	8.9～49.2メートル	43.3メートル

◎新潟県告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　柏崎小国線

２　供用開始の区間

柏崎市大字山潤字藤ノ木563番１から同市大字山潤字藤ノ木567番１まで

３　供用開始の期日　　平成26年４月１日

◎新潟県告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　柏崎高浜堀之内線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
柏崎市西山町坂田字杉ノ入2366番１から 同市西山町坂田字杉ノ入2425番１まで	新	11.8～58.0メートル	179.8メートル
	旧	8.7～27.0メートル	181.6メートル

◎新潟県告示第549号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　柏崎高浜堀之内線

２　供用開始の区間

柏崎市西山町坂田字杉ノ入2366番１から同市西山町坂田字杉ノ入2425番１まで

３　供用開始の期日　　平成26年４月１日

◎新潟県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　292号

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
妙高市大字楡島字屋敷添251番１から 同市大字楡島字道端315番４まで	新	(A)7.8～34.6メートル	252.0メートル
妙高市大字楡島字浦川原143番１から 同市大字楡島字道端315番４まで		(B)7.8～38.8メートル	280.9メートル
妙高市大字楡島字屋敷添251番１から 同市大字楡島字道端315番４まで	旧	7.8～8.2メートル	251.5メートル

備考　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　一般国道　292号

２　供用開始の区間

妙高市大字楡島字屋敷添251番１から同市大字楡島字道端315番４まで及び同市大字楡島字浦川原143番１から同市大字楡島字道端315番４まで

３　供用開始の期日　平成26年４月１日

◎新潟県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　405号

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
上越市安塚区上船倉字大田194番２から 同市安塚区下船倉字大沢1434番４まで	新	6.8～40.0メートル	541.1メートル
	旧	5.4～19.8メートル	543.3メートル

◎新潟県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　一般国道　405号

２　供用開始の区間

上越市安塚区上船倉字大田194番２から同市安塚区下船倉字大沢1434番４まで

３　供用開始の期日　平成26年４月１日

◎新潟県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　405号

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市牧区宮口字上前田 1124 番７から 同市牧区宮口字上前田1203番まで	新	6.6～12.1メートル	173.4メートル
	旧	6.6～8.4メートル	173.1メートル

◎新潟県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　一般国道　405号

２　供用開始の区間

上越市牧区宮口字上前田1124番７から同市牧区宮口字上前田1203番まで

３　供用開始の期日　平成26年４月１日

◎新潟県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　佐渡一周線

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市関２番 10 から	新	10.4～43.8メートル	94.7メートル

同市関２番７まで	旧	10.4～22.4メートル	94.7メートル

◎新潟県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　佐渡一周線

２　供用開始の区間

佐渡市関２番10から同市関２番７まで

３　供用開始の期日　　平成26年４月１日

◎新潟県告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　佐渡一周線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
佐渡市徳和600番１から 同市徳和656番１まで	新	13.4～27.5メートル	272.7メートル
	旧	13.4～22.4メートル	272.7メートル

◎新潟県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　佐渡一周線

２　供用開始の区間

佐渡市徳和600番１から同市徳和656番１まで

３　供用開始の期日　　平成26年４月１日

◎新潟県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　多田皆川金井線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
佐渡市小倉字出又甲 1914 番１から 同市小倉字牛場甲806番１まで	新	11.2～38.0メートル	617.7メートル
	旧	3.5～36.8メートル	644.7メートル

◎新潟県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　多田皆川金井線

２　供用開始の区間

佐渡市小倉字出又甲1914番１から同市小倉字牛場甲806番１まで

３　供用開始の期日　　平成26年４月１日

◎新潟県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　多田皆川金井線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
佐渡市新穂皆川 158 番１から 同市金井新保字東道崎 214 番１まで	新	8.0～38.8メートル	955.9メートル
	旧	7.2～31.2メートル	947.6メートル

◎新潟県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　多田皆川金井線

２　供用開始の区間

佐渡市新穂皆川 158 番１から同市金井新保字東道崎 214 番１まで

３　供用開始の期日　　平成26年４月１日

◎新潟県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　羽茂港村山線

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　長
佐渡市羽茂本郷 6140 番１から	新	10.0～63.6メートル	268.1メートル
同市羽茂本郷2665番１まで	旧	7.0～25.6メートル	274.0メートル

◎新潟県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　路　線　名　県道　羽茂港村山線

２　供用開始の区間

佐渡市羽茂本郷6140番１から同市羽茂本郷2665番１まで

３　供用開始の期日　平成26年４月１日

◎新潟県告示第566号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉田　裕彦

１　河川の名称

一級河川　信濃川水系中ノ口川

２　廃川敷地等が生じた年月日

平成26年４月１日

３　廃川敷地等の位置

燕市南１丁目6789番19地先から燕市大字井土巻字土手外1719番５地先まで（中ノ口川右岸）

４　廃川敷地等の種類及び数量

土地　37,638.64平方メートル

◎新潟県告示第567号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局下水道課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新　潟　県

代表者　新潟県知事　泉田　裕彦

都市計画の種類及び名称

１　種類　佐和田都市計画及び真野都市計画下水道

２　名称　国府川流域下水道（国府川処理区）

◎新潟県告示第568号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　施行者の名称

佐渡市

２　都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類　佐和田都市計画下水道事業

(2) 名称　佐渡市公共下水道（国府川処理区）

３　事業施行期間

平成２年８月24日から平成31年３月31日まで

４　事業地

(1) 収用の部分

平成２年新潟県告示第2324号、平成４年新潟県告示第902号、平成６年新潟県告示第2389号、平成９年新潟県告示第1504号、第1743号、平成14年新潟県告示第555号、第697号、平成19年新潟県告示第712号、平成23年新潟県告示第457号の事業地に新潟県佐渡市千種字中、中興字柳田、長木字前の田並びに八幡字竹之花を加える。

(2) 使用の部分

平成２年新潟県告示第2324号、平成４年新潟県告示第902号、平成６年新潟県告示第2389号、平成９年新潟県告示第1504号、第1743号、平成14年新潟県告示第555号、第697号、平成19年新潟県告示第712号、平成23年新潟県告示第457号の事業地に新潟県佐渡市北新保川東から八幡字千本までの区間内、八幡字硲から八幡字辰巳の区間内を加え、平成14年新潟県告示第555号の事業地のうち新潟県佐渡市八幡字竹之花において事業地を変更する。

◎新潟県告示第569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　施行者の名称

佐渡市

２　都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類　真野都市計画下水道事業

(2) 名称　佐渡市公共下水道（国府川処理区）

３　事業施行期間

平成２年８月24日から平成31年３月31日まで

４　事業地

(1) 収用の部分

平成２年新潟県告示第2323号、平成４年新潟県告示第903号、平成７年新潟県告示第999号、平成９年新潟県告示第1754号、平成13年新潟県告示第1202号、平成14年新潟県告示第646号、平成19年新潟県告示第711号、平成23年新潟県告示第456号の事業地に新潟県佐渡市新穂皆川、目黒町字西沖、畑野字畑沖、四日町字千束町、長石字高立並びに八幡字辰巳を加える。

(2) 使用の部分

平成２年新潟県告示第2323号、平成４年新潟県告示第903号、平成７年新潟県告示第999号、平成９年新潟県告示第1754号、平成13年新潟県告示第1202号、平成14年新潟県告示第646号、平成19年新潟県告示第711号、平成23年新潟県告示第456号の事業地に新潟県佐渡市新穂皆川から目黒町字西沖までの区間内、畑野字畑沖から八幡字辰巳までの区間内、真野新町字青塚から四日町字東方までの区間内を加え、平成13年新潟県告示第1202号の事業地のうち新潟県佐渡市寺田字寺田沖地内において事業地を変更とする。

◎新潟県告示第570号

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 45 条第１項及び第２項の規定により、株式会社新潟国際貿易ターミナル

から国際拠点港湾である新潟港の埠頭群の利用に関する料金を平成26年４月１日から次のとおり定める旨の届出があった。

平成26年４月１日

新潟港港湾管理者　新　潟　県

代表者　新潟県知事　　泉田　裕彦

料金表（平成26年４月１日）

港湾施設	利用料金算定の基礎			利用料金
岸壁係船	輸出取引等に係る利用料金（免税）	係留時間が１時間以内の船舶　総トン数１トンにつき		１円56銭
		係留時間が１時間を超え12時間以内の船舶　総トン数１トンにつき		５円55銭
		係留時間が12時間を超える船舶	係留時間が24時間以内　総トン数１トンにつき	７円40銭
			係留時間が24時間を超える場合その超える12時間までごとに総トン数１トンにつき	３円70銭
	その他の利用料金（消費税抜き）	係留時間が１時間以内の船舶　総トン数１トンにつき		１円56銭
		係留時間が１時間を超え12時間以内の船舶　総トン数１トンにつき		５円55銭
		係留時間が12時間を超える船舶	係留時間が24時間以内　総トン数１トンにつき	７円40銭
			係留時間が24時間を超える場合その超える12時間までごとに総トン数１トンにつき	３円70銭
ガントリークレーン	１基使用時間１時間につき（消費税抜き）			65,714円
野積場	コンテナ蔵置	20フィート換算によるコンテナ１個蔵置日数１日につき(消費税抜き)		48円57銭
上屋	くん蒸庫	くん蒸に係る使用	くん蒸１倉１回につき（消費税抜き）	28,485円
		その他の使用	１日につき（消費税抜き）	10,857円
	CFS	使用面積１平方メートル１月につき（消費税抜き）		391円42銭
管理棟	使用面積１平方メートル１月につき（消費税抜き）			1,333円33銭
港湾施設用地	工作物を設置するもの	使用面積１平方メートル１月につき（消費税抜き）		68円57銭
	工作物を設置しないもの	舗装	使用面積１平方メートル１月につき(１月未満は日割り)(消費税抜き)	91円42銭
		未舗装	使用面積１平方メートル１月につき(１月未満は日割り)(消費税抜き)	62円85銭

※　ここに定めない港湾施設料金については新潟県港湾管理条例に準ずる。

◎新潟県告示第571号

新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）第５条第２項の規定により、新潟県収入証紙の売りさばき人として次の者を指定した。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

指定売りさばき人の名称

ビセラナガオカ株式会社

◎新潟県告示第572号

新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）第５条第２項の規定により、新潟県収入証紙の売りさばき人として次の者を指定した。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

指定売りさばき人の名称

柏崎市

公　　告

調理師試験の実施について（公告）

調理師法（昭和33年法律第147号）第３条の２第１項の規定により、平成26年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　試験日時

平成26年７月15日（火）

午後１時から午後３時30分まで

２　試験場所

試　験　地	受　験　者
新　潟　市	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、五泉市、阿賀町、新潟市及び佐渡市居住者
長　岡　市	三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、出雲崎町、小千谷市、柏崎市及び刈羽村居住者
南 魚 沼 市	魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市及び津南町居住者
上　越　市	上越市、妙高市及び糸魚川市居住者

県外居住者にあっては、希望の試験地とする。

（試験会場は、受験票に記載して通知する。）

３　試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

４　受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第３項の規定に該当する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で、厚生労働省令の定めるものにおいて２年以上調理の業務に従事した者。

５　出願に関する書類

(1) 受験願書　１部

受験願書は、新潟県調理師法施行細則（昭和52年新潟県規則第21号。以下「施行細則」という。）別記第４号様式によるものとする。

(2) 調理業務従事証明書　１部

ア　調理師法第３条第１項第２号に規定する調理業務に従事した旨の証明書は、施行細則別記第５号様式によるものとし、原則として当該施設長（業務を委託している場合は、雇用主である受託業者の長）が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者又は２親等内の血族の場合、若しくは廃業等によって元の施設長がいない場合には、調理師会等所属団体の長又は同業者が証明すること。

イ　証明印は、当該施設の施設長の職印（証明者の「職名」が刻印されているもの）を用いること。個人が証明する場合は、市町村に登録されている印鑑を用い、印鑑登録証明書１部を添付すること。

ウ　給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であって、多数人に対して食物を供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

エ　訂正箇所には原則として証明者の訂正印を押すこと。

オ　一つの勤務先における従事期間が２年未満の場合は、合計して２年以上になるように別の勤務先の証明書も必要であること。

カ　勤務日数及び時間は、週４日以上かつ１日６時間以上であること。

(3) 卒業証明書等　１部

学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第３項の規定に該当する者であることを証するもの（改

姓者は戸籍抄本１部を添付すること)。

卒業証書の写しを提出する場合は、原本を持参し、受付時に照合を受けること。

(4) 写真　１枚

出願前６か月以内に、無帽で正面向に肩口から上を撮影したもの（縦4.5センチメートル横3.5センチメートル）で、裏面に住所、氏名、撮影年月日及び受験地を記載し、写真用台紙に貼ること。

６　受験手数料

(1) 受験手数料は、6,400円の額に相当する新潟県収入証紙を受験願書の所定の位置に貼って納入すること（収入証紙は消印しないこと)。

(2) 受験手数料は、受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

７　出願に関する書類の受付期間

平成26年５月19日（月）から５月26日（月）まで

８　出願に関する書類の提出先

(1) 県内居住者にあっては、住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部等（新潟市においては、新潟市保健所（以下「保健所等」という。）

(2) 県外居住者にあっては、新潟県福祉保健部健康対策課（新潟市中央区新光町４番地１）

９　受験票の送付

受験票は、試験日の約７日前までに本人あて郵送する。

10　合格者の発表等

(1) 平成26年８月５日（火）午前９時から、新潟県庁行政庁舎１階広報展示室前掲示板及び保健所等に合格者の受験番号を掲示するとともに、新潟県ホームページでも合格者の受験番号を掲載して発表する。

(2) 合格者には、合格通知書を郵送により交付する。

(3) 合格発表の日から９月５日（金）までの間（閉庁日は除く）、受験者本人が受験票及び本人であることが証明できるものを呈示することにより、新潟県福祉保健部健康対策課及び住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部において、各人の得点の開示を求めることができる。

なお、新潟市居住者については、新潟県福祉保健部健康対策課が開示場所となる。

(4) 電話による合否及び得点の照会には応じない。

11　その他

(1) 受験願書に虚偽の記載をしたり、虚偽の証明書を提出したことが判明した場合には、受験資格又は合格を取り消すことがある。

(2) 試験に関して不明な点は、保健所等又は新潟県福祉保健部健康対策課（025－280－5198）へ問い合わせること。

平成26年度前期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第３項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　等級別実施職種

(1) １級及び２級

園芸装飾、造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。)、金属熱処理、粉末冶金（焼結に係るものに限る。)、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。)、建築板金、仕上げ、切削工具研削（工作機械用切削工具研削に係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、産業車両整備、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。)、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。)、家具製作（家具手加工に係るものに限る。)、建具製作、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。)、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。)、石材施工（石張りに係るものに限る。)、とび、左官、築炉、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びＦＲＰ防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。)、熱

絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装（壁装作業に係るものに限る。）、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及びフラワー装飾

(2) ３級

園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械保全（機械系保全及び電気系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、商品装飾展示及びフラワー装飾

(3) 等級を区分しないもの（単一等級）

路面標示施工

２　技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 試験の方法

試験は実技試験及び学科試験によって行う。

(2) 実技試験

ア　手数料

(ｱ) 17,000円（ただし、婦人子供服製造については14,100円）

(ｲ) 11,300円（在校生が受検する場合に限る。）

なお「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の４第３項第１号から第３号まで、第３号の３、第５号及び第７号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

イ　実施期日

平成26年６月４日（水）から平成26年９月９日（火）までの間において指定する日に行う。

ウ　実施場所

試験は、次に掲げる場所において行う。

(ｱ) 新潟県立新潟テクノスクール

新潟市中央区鐙西１丁目11番２号

(ｲ) 新潟県立上越テクノスクール

上越市大字藤野新田333番２

(ｳ) 独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟職業能力開発促進センター

長岡市住吉３丁目１番１号

(ｴ) その他、別途新潟県職業能力開発協会が通知する場所

エ　問題の公表

実技試験問題は、平成26年５月28日（水）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(3) 学科試験

ア　手数料

3,100円

イ　実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

(ｱ) 平成26年７月20日（日）　に実施する職種

３級

園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、商品装飾展示及びフラワー装飾

(ｲ) 平成26年８月24日（日）　に実施する職種

１級及び２級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工及び塗装

(ｳ) 平成26年８月31日（日）　に実施する職種

１級及び２級

粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作及び広告美術仕上げ

(ｴ) 平成26年９月７日（日）　に実施する職種

１級及び２級

園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾

単一等級

路面標示施工

ウ　実施場所

試験は、次に掲げる場所において行う。

(ｱ) 新潟県立新潟テクノスクール

新潟市中央区鐙西１丁目11番２号

(ｲ) 新潟県立上越テクノスクール

上越市大字藤野新田333番２

(ｳ) 独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構新潟職業能力開発促進センター

長岡市住吉３丁目１番１号

(ｴ) その他、別途新潟県職業能力開発協会が通知する場所

３　受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア　技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ　実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

ウ　手数料

(2) 提出先

郵便番号950-0965

新潟市中央区新光町15番地２（新潟県公社総合ビル４階）

新潟県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成26年４月７日（月）から平成26年４月18日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア　技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験なので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。

イ　申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

ウ　申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、郵送による申請は、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

エ　実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、１に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

４　手数料の納入方法

実技試験の手数料の額（前記２の(2)のアに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

５　合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を、３級に係るものについては平成26年８月22日（金）、その他の等級については平成26年10月３日（金）付けの新潟県報でそれぞれ公告する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については新潟県職業能力開発協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

１級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、２級及び３級の技能検定の合格者には新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

６　その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話025-283-2155）又は新潟県産業労働観光部職業

能力開発課（電話025-280-5263）へ問い合わせること。

平成26年度技能検定（随時３級、基礎１級及び基礎２級）の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第３項の規定により、技能検定を次のとおり実施する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　等級別実施職種

随時実施　３級、基礎１級及び基礎２級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

なお、随時３級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎１級又は基礎２級に合格した者に限り受けることができることとする。

２　技能検定受検手数料、試験実施期日及び実施場所等

(1) 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

(2) 実技試験

ア　手数料

17,000円（ただし、機械検査及び婦人子供服製造については14,100円）

イ　実施期日

実技試験は、平成26年４月１日（火）から平成27年３月31日（火）までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ　実施場所

実技試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

エ　問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あてに送付する。(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しないものがある。)

(3) 学科試験

ア　手数料

3,100円

イ　実施期日

学科試験は、平成26年４月１日（火）から平成27年３月31日（火）までの間において、別途新潟県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ　実施場所

学科試験の実施場所は、別途新潟県職業能力開発協会から通知する。

３　受検申請の手続

(1) 提出書類等

ア　技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ　手数料

(2) 提出先

郵便番号950-0965

新潟市中央区新光町15番地２（新潟県公社総合ビル４階）

新潟県職業能力開発協会

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア　技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験なので、受検するためには原則として一定の実務経験若しくは技能実習が必要となる。

イ　申請書の用紙は、新潟県職業能力開発協会で交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。

ウ　申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

４　手数料の納入方法

実技試験の手数料の額（前記２の(2)のアに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。

５　合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格したものについては、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

３級、基礎１級及び基礎２級の技能検定合格者には、新潟県知事名の合格証書が交付される。

このほか、厚生労働大臣から、３級の技能検定の合格者に対し、技能士章が交付される。

６　その他

本公告の３級、基礎１級及び基礎２級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話025-283-2155）又は新潟県産業労働観光部職業能力開発課（電話025-280-5263）へ問い合わせること。

特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第４条の規定に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての競争入札に参加しようとする者の平成26年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成29年３月31日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　調達をする物品等の種類

調達をする物品等の種類は、次のとおりとする。

(1) 文具事務機器類
(2) 家具類
(3) 印刷・印章類
(4) 機械類
(5) 薬品・肥飼料・資材類
(6) 車両・船舶類
(7) 燃料・油脂類
(8) 工事用材料類
(9) 雑類

２　競争入札に参加することができる者

(1) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者

(2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き１年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き１年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）

(3) 後記３に規定する税について未納がない者

(4) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者

(5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ　暴力団員であると認められる者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ　法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ　法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

３　資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、物品入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

ア　法人の登記事項証明書（外国に籍を有する法人にあっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

イ　審査基準日の直前の決算期から１年前までの間の事業年度に係る財務諸表

ウ　その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

エ　前記２の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であって、審査基準日において当該承継の日から１年未満のものにあっては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

オ　新潟県に事務所又は事業所（２以上の事務所又は事業所がある場合には主たる事務所又は事業所。以下同じ。）を有する法人にあっては、新潟県の県税納税証明書

カ　新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあっては、法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

キ　消費税及び地方消費税の納税証明書

ク　前記２の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

ア　成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第１項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第１項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第２項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあっては、知事が別に指示する書類）

イ　審査基準日の直前の決算期から１年前までの間の営業年度に係る収支計算書

ウ　その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

エ　前記２の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であって、審査基準日において当該承継の日から１年未満のものにあっては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

オ　新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書

カ　新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあっては、所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあっては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

キ　消費税及び地方消費税の納税証明書

ク　前記２の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

４　申請書類の作成に用いる言語等

(1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外

国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

５　申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「物品入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、あて先を明記した返信用封筒（角２号）に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。

また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページから取得することも可能である。

６　申請の時期

平成27年３月31日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

７　資格審査結果の通知

物品入札参加資格を有すると決定したときは、物品入札参加資格承認通知書により通知する。

８　資格の有効期間

物品入札参加資格決定の日から平成29年３月31日までとする。

９　申請書の提出先及び照会先

郵便番号950－8570

新潟市中央区新光町４番地１

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話025－280－5490（直通）

特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第４条の規定に基づき、新潟県が発注する庁舎等管理業務の委託についての競争入札に参加しようとする者の平成26年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成29年２月28日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉　田　裕　彦

１　調達をする庁舎等管理業務の種類

調達をする庁舎等管理業務の種類は、次のとおりとする。

(1) 建築物清掃業務

(2) 建築物空気環境測定業務

(3) 建築物飲料水水質検査業務

(4) 建築物飲料水貯水槽清掃業務

(5) 建築物ねずみ昆虫等防除業務

(6) 建築物空気調和用ダクト清掃業務

(7) 建築物排水管清掃業務

(8) 建築物環境衛生総合管理業務

２　競争入札に参加することができる者

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の２第１項の登録（以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録」という。）を受けている者（知事がこれと同等の庁舎等管理業務を遂行する能力があると認めた者を含む。）

(2) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、これらを得ている者

(3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き１年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き１年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）

(4) 後記３に規定する税について未納がない者

(5) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けている者以外の者

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関す

る法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者

イ　自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ　暴力団員であると認められる者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ　法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ　法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

３　資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

ア　法人の登記事項証明書（外国法人にあっては、知事が別に指示する書類）

イ　審査基準日の直前の決算期から１年前までの間の事業年度に係る財務諸表

ウ　建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類

エ　その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

オ　前記２の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であって、審査基準日において当該承継の日から１年未満のものにあっては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

カ　新潟県に事務所又は事業所（２以上の事務所又は事業所を有する場合にあっては、主たる事務所又は事業所。以下同じ。)を有する法人にあっては、新潟県の県税納税証明書

キ　新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあっては、法人税の納税証明書（外国法人にあっては、知事が別に指示する書類）

ク　消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ　前記２の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

ア　成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第１項に規定する登記事項証明書をいう。)及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第１項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第２項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあっては、知事が別に指示する書類）

イ　審査基準日の直前の決算期から１年前までの間の営業年度に係る収支計算書

ウ　建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類

エ　その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

オ　前記２の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であって、審査基準日において当該承継の日から１年未満の者にあっては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

カ　新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書

キ　新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあっては、所得税の納税証明書

ク　消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ　前記２の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

４　申請書類の作成に用いる言語等

(1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

５　申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒（角２号）に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。

また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページから取得することも可能である。

６　申請の時期

平成27年３月31日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

７　資格審査結果の通知

庁舎等管理業務入札参加資格を有すると決定したときは、庁舎等管理業務入札参加資格承認通知書により通知する。

８　資格の有効期間

庁舎等管理業務入札参加資格決定の日から平成29年２月28日までとする。

９　申請書の提出先及び照会先

郵便番号950－8570

新潟市中央区新光町４番地１

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話025－280－5490（直通）

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、超音波診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年４月１日

新潟県立がんセンター新潟病院長　佐藤　信昭

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置　１式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年５月２日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号　951－8566

新潟県新潟市中央区川岸町２丁目15番地３

新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号　025－266－5111　内線2313

(2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限
平成26年４月８日（火）午前10時00分

４　入札、開札の日時及び場所
平成26年４月10日（木）午前10時00分
新潟県立がんセンター新潟病院　がん予防総合センター３階研修室Ａ

５　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
免除する。

(3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書　を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否　要

(7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他
①　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
②　再入札の結果落札者がない場合は、地方公営企業法施行令第21の14第１項第８号の規定により随意契約とする場合がある。
③　詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、デジタルプランニングツールについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年４月１日
新潟県立がんセンター新潟病院長　佐藤　信昭

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量
デジタルプランニングツール　１式

(2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。

(3) 納入期限
平成26年５月２日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号　951－8566

新潟県新潟市中央区川岸町２丁目15番地３

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号　025－266－5111　内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年４月８日（火）午前10時00分

４　入札、開札の日時及び場所

平成26年４月10日（木）午前10時20分

新潟県立がんセンター新潟病院　がん予防総合センター３階研修室Ａ

５　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書　を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否　要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

①　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 再入札の結果落札者がない場合は、地方公営企業法施行令第21の14第１項第８号の規定により随意契約とする場合がある。
③ 詳細は入札説明書による。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年４月１日

新潟県病院事業管理者　若月　道秀

１　調達物品及び数量
　ＰＥＴ－ＣＴ装置　　２式
２　契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
　新潟県病院局業務課
　新潟県新潟市中央区新光町４番地１
３　調達方法
　購入等
４　契約方法
　一般競争入札
５　落札決定日
　平成26年３月20日
６　落札者の氏名及び住所
　株式会社池田医療電機
　新潟県新潟市中央区旭町通１番町78番地
７　落札価格
　302,400,000円
８　入札公告日
　平成26年２月７日
９　落札方式
　最低価格

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第７号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第１項に基づく届出により、平成26年３月25日に次のとおり変更登録した。

平成26年４月１日

新潟県教育委員会教育長　　高　井　　盛　雄

設置者の名称及び住所	公益財団法人日本互尊社 新潟県長岡市福住１丁目３番８号 【変更前】 財団法人日本互尊社 新潟県長岡市福住１丁目３番８号	公益財団法人木村茶道美術館 新潟県柏崎市緑町３番１号 【変更前】 財団法人木村茶道美術館 新潟県柏崎市駅前２丁目２番45号
施設の名称	如是蔵博物館 【変更前】 日本互尊社　如是蔵博物館	木村茶道美術館
施設の所在地	新潟県長岡市福住１丁目３番８号	新潟県柏崎市緑町３番１号 【変更前】 新潟県柏崎市緑町３

登録番号	新潟県　第２号	新潟県　第17号
変更年月日	平成25年10月１日	平成24年２月１日

内水面漁場管理委員会指示

◎新潟県内水面漁場管理委員会指示第１号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項及び第130条第４項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。

平成26年４月１日

新潟県内水面漁場管理委員会
会　長　　永　井　　泉

１　指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「持出禁止水域」という。）においては、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア　持出禁止水域へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ　持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、ＰＣＲ検査（ポリメラーゼ連鎖反応による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。

ウ　公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

指示期間

平成26年４月１日から平成27年３月31日まで

内水面漁場管理委員会公告

◎新潟県内水面漁場管理委員会公告第１号

平成26年新潟県内水面漁場管理委員会指示第１号（コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限）に基づき、持出禁止水域を次のとおり定める。

平成26年４月１日

新潟県内水面漁場管理委員会
会　長　　永　井　　泉

１　阿賀野川水系の本流及び支川

２　鳥屋野潟